



金沢市公報

第 2 5 1 6 号

平成18年(2006年)5月1日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

目次	ページ
告示	
地縁による団体の告示された事項の変更について (市民参画課)	1
生活保護法の規定に基づく医療扶助のための医療を担当させる機関の指定について (生活支援課)	2
生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止について (")	2
生活保護法の規定に基づく介護扶助のための居宅介護を担当させる機関の指定について (")	2
生活保護法の規定に基づく介護扶助のための地域包括支援センターを担当させる機関の指定について (")	2
生活保護法の規定に基づく介護扶助のための居宅介護支援を担当させる機関の廃止について (")	3
結核予防法の規定に基づく指定医療機関の指定について (地域保健課)	3
結核予防法の規定に基づく指定医療機関の指定の辞退について (")	3
市道の区域の変更について (道路管理課)	4

道路の供用の開始について (")	4
公告	
浄化槽保守点検業者の登録事項の変更について (環境保全課)	4
金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例の規定によるまちづくりに関する協定の締結について (都市計画課)	4
金沢市無量寺第二土地区画整理組合の新たに施行地区となるべき区域について(区画整理課)	8
建築基準法の規定に基づく道路の位置の指定の廃止について (建築指導課)	8
金沢市農用地利用集積計画を定めたことについて (農業委員会事務局)	8
選挙管理委員会告示	
在外選挙人名簿から抹消した者について (選挙管理委員会)	8
公営企業公告	
指定給水装置工事事業者の指定について (企業総務課)	9
下水道排水設備工事事業者の指定について (")	9
下水道排水設備工事事業者の指定の取消しについて (")	9

告 示

●金沢市告示第145号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示します。

平成18年5月1日

金沢市長 山 出 保

区 分	変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
金石下相生町町会	事務所の所在地	金沢市金石北3丁目3番23号	金沢市金石北3丁目4番16号	平成18年4月1日
	代表者の氏名及び住所	番匠宗昭 金沢市金石北3丁目3番23号	太田 收 金沢市金石北3丁目4番16号	平成18年4月1日
疋田町会	代表者の氏名及び住所	九田豊樹 金沢市疋田1丁目186番地1	岡部伸一 金沢市疋田2丁目135番地	平成18年4月1日
若谷町会	代表者の氏名及び住所	山岸 豊 金沢市若松町3丁目180番地1	波竹政寛 金沢市若松町3丁目245番地	平成18年4月8日

鈴見台2丁目 目町会	代表者の氏名 及び住所	浅田 隆 金沢市鈴見台2丁目24番1号	源 詔 八 金沢市鈴見台2丁目18番19号	平成18年4月16日
---------------	----------------	------------------------	--------------------------	------------

●金沢市告示第146号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を指定したので、同法第55条の2の規定により、次のとおり告示します。

平成18年5月1日

金沢市長 山 出 保

名 称	所 在 地	指定年月日
宮田歯科室	金沢市疋田1丁目225番地	平成18年1月13日
タカ歯科医院	金沢市入江3丁目117番地 ファミリーポート入江	平成18年2月1日
美里医院	金沢市東蚊爪町54番地3	平成18年2月1日
舞クリニック	金沢市三口町土377番地	平成18年2月8日

●金沢市告示第147号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から医療機関を廃止する旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により、次のとおり告示します。

平成18年5月1日

金沢市長 山 出 保

名 称	所 在 地	廃止年月日
宮田歯科室	金沢市疋田1丁目225番地	平成18年1月12日
美里医院	金沢市東蚊爪町54番地3	平成18年1月31日
アカツキ歯科医院	金沢市暁町5番21号	平成18年2月25日

●金沢市告示第148号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を指定したので、同法第55条の2の規定により、次のとおり告示します。

平成18年5月1日

金沢市長 山 出 保

事 業 者		事 業 所		指定年月日
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地	
有限会社暖心 取締役 浅江 敏春	白山市宮保新町60番地	ふきのとう	金沢市高尾南2丁目58番地	平成18年3月1日

●金沢市告示第149号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための地域包括支援センターを担当させる機関を指定したので、同法第55条の2の規定により、次のとおり告示します。

平成18年5月1日

金沢市長 山 出 保

事 業 者		事 業 所		指定年月日
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地	
医療法人社団 博友会 理事長 菊池 誠	金沢市駅西本町6丁目15番41号	お年寄り地域福祉支援センターえきにしほんまち	金沢市駅西本町6丁目15番41号	平成18年4月1日

医療法人社団 金沢 理事長 宗広 忠平	金沢市桜町24番30 号	お年寄り地域福祉支援セン ターさくらまち	金沢市桜町24番30 号	平成18年4月1日
医療法人 十全会 理事長 岡 敬	金沢市田上本町力 45番地1	お年寄り地域福祉支援セン ターたがみ	金沢市田上本町力 45番地1	平成18年4月1日
医療法人 積仁会 理事長 岡部 雅夫	金沢市長坂町チ15 番地	お年寄り地域福祉支援セン ターながさか	金沢市長坂町チ15 番地	平成18年4月1日
社会福祉法人 洋裕会 理事長 池田 商洋	金沢市山科町午40 番地1	お年寄り地域福祉支援セン ターやましな	金沢市山科町午40 番地1	平成18年4月1日

●金沢市告示第150号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援を担当させる機関を廃止したので、同法第55条の2の規定により、次のとおり告示します。

平成18年5月1日

金沢市長 山 出 保

事 業 者		事 業 所		廃止年月日
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地	
株式会社ふれあいタウン 代表取締役 寺井 潔	金沢市有松2丁目 4番32号	株式会社ふれあいタウン グループホーム有松	金沢市有松5丁目 10番25号	平成18年2月28日
株式会社ふれあいタウン 代表取締役 寺井 潔	金沢市有松2丁目 4番32号	株式会社ふれあいタウン デイサービスセンター有松	金沢市有松5丁目 10番25号	平成18年3月6日
社会福祉法人 洋裕会 理事長 池田 商洋	金沢市山科町午40 番地1	介護サポート21	金沢市山科町午40 番地1	平成18年3月31日

●金沢市告示第151号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定により、指定医療機関として次の医療機関を指定したので、結核予防法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の5第1項の規定により告示します。

平成18年5月1日

金沢市長 山 出 保

名 称	所 在 地	開 設 者	指定年月日
石川整肢学園	金沢市吉原町口6番地2	社会福祉法人 石川整肢学園 理事長 駒井 一晴	平成18年4月1日
田中屋薬局	金沢市堀川町10番5号	田中 千隼	平成18年4月1日

●金沢市告示第152号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第4項の規定により、次の指定医療機関から指定を辞退する旨の申出があったので、結核予防法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の5第2項において準用する同条第1項の規定により告示します。

平成18年5月1日

金沢市長 山 出 保

名 称	所 在 地	開 設 者	辞退年月日
石川整肢学園	金沢市平和町1丁目2番28号	社会福祉法人 石川整肢学園 理事長 駒井 一晴	平成18年3月31日
田中屋薬局	金沢市堀川町10番5号	青龍堂株式会社 代表取締役 田中 宣充	平成18年3月31日

●金沢市告示第153号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり市道の区域を変更します。

なお、その関係図面は、金沢市都市整備局土木部道路管理課において平成18年5月1日から同月15日まで一般の縦覧に供します。

平成18年5月1日

金沢市長 山 出 保

道路の種類	路線名	新旧の別	区 間	幅員 (m)	延長 (m)
一般市道	幸町線枝10号	旧	幸町 383番 先から 幸町 380番 先まで	1.8～2.4	31
		新	幸町 383番 先から 幸町 381番2 先まで	2.1～2.4	23

●金沢市告示第154号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、その区間を表示した図面は、金沢市都市整備局土木部道路管理課において平成18年5月1日から同月15日まで一般の縦覧に供します。

平成18年5月1日

金沢市長 山 出 保

路線名	区 間	供用開始日
幸町線枝10号	幸町 383番 先から 幸町 381番2 先まで	平成18年5月1日

公 告

金沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年条例第36号）第6条第2項において準用する同条例第4条第1項の規定により、次の者の浄化槽保守点検業者登録簿を変更登録したので公告します。

平成18年5月1日

金沢市長 山 出 保

登録番号	名 称	住 所	変更登録年月日
24	株式会社 石川住宅管理	金沢市福久町八22番地2	平成18年4月5日
13	金沢環境管理株式会社	金沢市増泉3丁目17番1号	平成18年4月13日
21	株式会社 オキシー	河北郡内灘町字鶴ヶ丘2丁目710番地	平成18年4月17日
66	株式会社 北陸ネオ	富山市黒瀬66番地1	平成18年4月19日

金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例（平成12年条例第11号）第11条第1項の規定によるまちづくりに関する協定（以下「協定」という。）を締結したので、同条第4項の規定により、次のとおり公告します。

平成18年5月1日

金沢市長 山 出 保

- 1 協定を締結した相手方
主計町地区住民等
- 2 協定を締結した年月日
平成18年4月25日

- 3 協定番号
17
- 4 協定の名称
主計町地区まちづくり協定
- 5 協定地区の区域
別図(まちづくり協定区域図)のとおり
- 6 まちづくりに係るまちづくり計画の内容

まちづくり計画の名称		主計町地区まちづくり計画
まちづくり計画の対象となる区域		主計町の全部(伝統的建造物群保存地区の範囲)
まちづくり計画の対象となる区域の面積		約0.6ha
まちづくりの目標		<p>本地区は、「主計町茶屋街」として今も茶屋が軒を連ね、明治から大正、昭和戦前期にかけて界わいが大いに賑わった時代の極めて貴重な伝統的町並みを今に伝えている。</p> <p>これらの伝統的建造物とその町並みの文化的価値を保存するとともに、そこに息づく伝統文化に彩られたなりわいと歴史的環境を守り育てることによって、地区の文化的向上を図ることを目標とする。</p>
まちづくりの方針		茶屋町としての文化的連続性と茶屋建築が集積する伝統的建造物群保存地区としての文化的価値の維持と保全を図る。
住み良いまちづくりを推進するために必要な事項	用途の制限	<p>次に掲げる建築物等の建築(建築物の用途を変更する場合を含む。)をしてはならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。)第2条第1項第1号及び第3号から第8号までに定めるものの営業の用に供するもの (2) 風営法第2条第7項、第8項及び第10項に定めるものの営業の用に供するもの (3) ゴルフ練習場、バッティング練習場その他これらに類する運動施設並びに自動車教習所及び畜舎 (4) 勝馬投票券発売所、場外車券売り場その他これらに類するもの及びカラオケボックスでコンテナ形式のもの (5) 倉庫業を営む倉庫 (6) 工場で床面積の合計が50㎡を超えるもの
	建築物等の形態又は意匠の制限	<p>(建築物等) 主計町伝統的建造物群保存地区保存計画による</p> <p>(屋外広告物等) 屋外広告物等は、自家広告であり、かつ地域の景観に配慮した素材やデザインを工夫した地域の伝統的景観に資するもので、次に該当するものとする。ただし、主計町町会(以下「町会」という。)が認めるもの(第1号及び第3号に係るものを除く。)については、この限りでない。また、茶屋街の風情を感じさせるあんどん型の広告物を設置するように努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 屋根面及び屋上に設置しないもの (2) 点滅灯、回転灯及びネオン管を使用しないもの (3) 電光表示装置でないもの (4) 屋内から外部に向けての広告物でないもの (5) 壁面に表示する場合は、広告物の上端は5m以下とし、合計表示面積は4㎡以下とする。 (6) 外壁から張り出して設置する場合は、1建築物につき1箇所までとする。また、外壁面からの張り出しは1m以内とし、表示面積は1㎡以下とする。

	<p>(7) 独立広告物等を設置する場合は、高さは地盤面から1m以下とし、1面当たりの表示面積は、0.5㎡以内で、かつ、合計表示面積は1㎡以下とする。</p> <p>(8) 広告物全体の合計表示面積は、4㎡以下とする。</p>
土地利用の制限	<p>(1) 屋外に自動販売機及び商品陳列ワゴン等は、設置しない。</p> <p>(2) 新たに（従前の用途を変更する場合を含む。）土地又は建築物等を利用し、又は活用しようとする者は、事前に町会と協議しなければならない。</p>
その他	<p>(1) 物品販売店舗（日用品の販売を目的とする店舗等を除く。）では、主に伝統的工芸品等専ら金沢にゆかりのある物品を販売するものとする。</p> <p>(2) 住民等（土地又は建築物等を利用し、又は活用する者を含む。）は、地域において実施される地域活動、地区保存活動等に積極的に参加及び協力をするとともに、良好な近隣関係の醸成に努めなければならない。</p> <p>(3) 浅野川の清流保全に努めるものとし、水面に映る風情ある夜間景観にも配慮するものとする。</p> <p>(4) 復活した町名の由来や意義を活かしたまちづくりを推進し、後世に継承するように努めるものとする。</p> <p>(5) 自動車が歩行者への脅威とならないよう、走行速度の低減、違法駐車等の抑制等と呼び掛けるとともに、安全で快適に歩けるまちづくりの推進に住民等が自ら努めるものとする。</p>

主計町地区まちづくり協定区域図



土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第2項において準用する同法第19条第1項の規定による金沢市無量寺第二土地区画整理組合の新たに施行地区となるべき区域の公告の申請があったので、同条第2項及び土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第68条の規定により、次のとおり公告します。

なお、同法第19条第3項の規定により、施行地区となるべき区域内の宅地において未登記の借地権を有する者は、平成18年5月30日までに金沢市長に対し、その借地権の目的となっている宅地の所有者と連署し、又はその借地権を証する書面を添えて、土地区画整理法施行規則（昭和30年建設省令第5号）第16条で定めるところにより、書面をもってその借地権の種類及び内容を申告しなければなりません。

平成18年5月1日

金沢市長 山 出 保

1 新たに施行地区となるべき区域に含まれる地域の名称

- (1) 金沢市鞍月3丁目145番の一部及び1005番の一部

区域内に介在する道路及び水路を含む。

- (2) 金沢市戸水2丁目1039番の一部

区域内に介在する道路及び水路を含む。

- (3) 金沢市無量寺町八1番3の一部

区域内に介在する道路及び水路を含む。

2 新たに施行地区となるべき区域を表示する図面の縦覧場所

金沢市広坂1丁目1番1号

金沢市都市整備局定住促進部区画整理課

3 縦覧期間

平成18年5月2日から同月15日まで

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定を一部廃止したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により、次のとおり公告します。

平成18年5月1日

金沢市長 山 出 保

一部廃止した道路の位置等

廃止年月日	道 路 の 位 置			
	起 点	終 点	幅員 (m)	延長 (m)
平成18年4月17日	金沢市小坂町42番17先	金沢市小坂町41番1先	4.6	25.46

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、金沢市農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告します。

なお、当該金沢市農用地利用集積計画を金沢市農業委員会事務局に備え置いて縦覧に供します。

平成18年5月1日

金沢市長 山 出 保

選挙管理委員会告示

●金沢市選挙管理委員会告示第28号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の11の規定により、熊本 京子ほか2人を在外選挙人名簿から抹消しました。

平成18年5月1日

金沢市選挙管理委員会

公 営 企 業 公 告

金沢市水道給水条例(昭和29年条例第28号)第7条の2の規定により、平成18年5月1日に次の者を指定給水装置工事事業者として指定したので、金沢市指定給水装置工事事業者規程(平成9年公営企業管理規程第12号)第9条の規定により公告します。

平成18年5月1日

金沢市公営企業管理者 山 本 文 男

指定番号	商号又は法人名	所在地
474	有限会社 中西管工	金沢市法島町9番49号
475	北陸日商プロパン株式会社	金沢市湊3丁目9番地
476	有限会社 北浦水道工事	石川県能美市佐野町ヲ22の1
477	有限会社 ビス	金沢市松島2丁目64番地

金沢市下水道排水設備工事業者の指定等に関する規程(平成13年公営企業管理規程第3号)第5条第1項の規定により、平成18年5月1日に次の者を下水道排水設備工事業者として指定したので、同規程第11条の規定により公告します。

平成18年5月1日

金沢市公営企業管理者 山 本 文 男

指定番号	商号又は法人名	所在地
488	有限会社 中西管工	金沢市法島町9番49号
489	北陸日商プロパン株式会社	金沢市湊3丁目9番地
490	有限会社 北浦水道工事	石川県能美市佐野町ヲ22の1

金沢市下水道排水設備工事業者の指定等に関する規程(平成13年公営企業管理規程第3号)第10条第1項の規定により、平成18年4月5日に次の者の下水道排水設備工事業者としての指定を取り消したので、同規程第11条の規定により公告します。

平成18年5月1日

金沢市公営企業管理者 山 本 文 男

指定番号	商号又は法人名	所在地
384	有限会社 七恵工業	金沢市有松4丁目23番3号

●正 誤

平成18年4月1日付け金沢市公報号外第9号

頁	箇所	誤	正
4	上から27行目	9番地	8番地
4	上から30行目	26号	36号
5	下から12行目	125番地	136番地

平成18年(2006年)5月1日 印刷
平成18年(2006年)5月1日 発行

定価 120円

発行人
発行所
印刷者
印刷所

石川県金沢市玉鉾4丁目166番地
石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
前 川 稔
(株) 共 栄